

岩手県選挙管理委員会告示第91号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定により平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成26年12月2日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

- 1 場所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁8階8-E会議室
- 2 日時 平成26年12月3日午後6時